

統一地方選挙近づく

県議会議員選挙は四月八日 市議会議員選挙は四月二十二日

四年に一度の統一地方選挙が近づいてきました。四月八日に県議会議員、四月二十二日には市議会議員の選挙が行われます。今後四年間、私たちに代わって県や市の政治をまかせる人を決める大切な選挙です。私たちのよき代弁者を選ぶよう、今から選挙に

のぞむ心がけをしておきたいものです。そして投票日には、あなたの貴重な一票を投じましょう。明るい豊かな郷土を築くために、義理人情にとらわれず、「よく見・よく聞き・よく選び」投票しましょう。

県議会議員選挙

栃木県議会議員選挙の告示は、三月二十七日で、投票日が四月八日(日)です。選挙人名簿登録基準日は三月十二日、登録日が三月十三日です。(年齢の算定基準日は四月八日)

選挙人名簿の縦覧は、三月十四日から十八日までの五日間です。有権者は、昭和三十四年四月九日以前に生まれた方で、日光市に昨年十二月十二日以前から住民票のある方です。

市議会議員選挙

日光市議会議員選挙の告示日は四月十二日、投票日が四月二十二日(日)です。選挙人名簿登録基準日は四月十日、登録日が四月十一日です。(年齢の算定基準日は四月二十二日)

選挙人名簿の縦覧は、四月十二日から十六日までの五日間です。土日を問わず、午前八時三十分から午後五時まで市選挙管理委員会で名簿をお見せします。

県議会議員選挙

土日を問わず、午前八時三十分から午後五時まで市選挙管理委員会(市役所三階)で名簿をお見せします。

有権者は、昭和三十四年四月九日以前に生まれた方で、日光市に昨年十二月十二日以前から住民票のある方です。

市議会議員選挙

有権者は、昭和三十四年四月十二日以前に生まれた方で、日光市に今年の一月十日以前から住民票のある方です。なお、転出した方は、選挙権がなくなります。

転入者の投票

●県議会議員選挙

栃木県議会議員選挙は、四月八日に投票が行われますが、最近、他の市町村から転入した方は、次

◎身体障害者

両下肢・体幹障害は一、二級、心臓・じん臓・呼吸器障害は一、三級の方と、障害の程度がこれら

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方は、選挙の郵便による不在者投票ができます。

◎戦傷病者

両下肢・体幹障害は特別項症から第二項症まで、心臓・じん臓・呼吸器障害は特別項症から第三項症までの方と、障害の程度がこれら

郵便による不在者(在宅)投票

●昨年の十二月十三日以後に転入した方は、今回は当市の選挙人名簿に登録されませんが、県内の市町村から転入した方は、前住所地の市町村で、県議会議員選挙の投票をすることができません。

●今回の選挙人名簿の登録は、昨年十二月十二日以前に他の市町村から当市へ住所を移し、同日までに転入届をした人を対象として行いますので、これに該当する方は、当市で県議会議員選挙の投票ができます。

●市議会議員選挙

四月二十二日に行われる日光市議会議員選挙は、一月十日までに日光に住所を移し、同日までに転入届をした人でないと投票はできません。

ただし、前住所地の市町村で投票する方は、日光市長の発行する「引き続き栃木県の区域内に住所を有する旨の証明書」(無料)または「住民票の写」(有料)もしくは本籍地の市町村長が発行する「戸籍の附票」(有料)のいずれかを、あらかじめ関係市町村の住民担当課の窓口で交付を受け、投票所の受付に提示しなければ投票できません。また、不在者投票をする場合、投票用紙などの請求手続きをする際に、この「証明書」などを提示しなければなりません。

消防記念日の3月7日、サイレンを鳴らし消防車が市内をパレードします。



それぞれの持場で生かせ火の用心

全国火災予防運動実施中

(~3月13日)